

道府縣別	製造營業者	輸移入營業者	賣藥請賣營業者	賣藥行商者	製造及輸移入 免許方數	製造及輸移入額
長野	八六二		六、五三三	五五九	四、四一七	一六七、六二七
岐阜	五六五		六、二三三	一、九三〇	三、七二六	四二三、九六〇
静岡	六九三		六、九七六	八五〇	五、九〇三	一六八、四五八
愛知	一、六〇七		一五、〇〇九	四、三二七	一九、一九九	一、九一七、〇二八
三重	九三七		四、三九二	七〇八	七、八九三	一、三六四、九八〇
滋賀	五二九		三、四五七	二、五四八	四、四二八	四、八七六、一三四
京都	一、〇〇〇		五、四四一	六七〇	一一、七一八	三、二〇九、九六一
大阪	三、八〇〇		一四、八四一	六〇、三八九	五九、八七三	一九、七七七、四七八
兵庫	二、二七二	七	一一、〇八一	一、三二一	一七、六六二	一、二六一、七五八
奈良	九七七		一、〇九二	五四、七五四	一一、三三〇	一四、七八一、七五一
和歌山	六五四		四、七六二	一、五一七	七、〇二二	二一七、九七四
鳥取	二四八		一、四五八	五二二	一、四〇六	八三、二二八
島根	三四七		四、一九六	九八九	一、五四三	一〇六、五四四
岡山	七八一		三、六九二	九七八	五、九四五	八二〇、二六三
広島	一、九四七		七、三五二	三、〇九五	九、二二二	一、五八一、五〇〇
山口	六五二	五	七、六五六	二、一八五	五、〇九四	二四九、二一四
徳島	五一九		三、一〇一	一、〇三七	二、六六〇	二八五、三一

道府縣別	製造營業者	輸移入營業者	賣藥請賣營業者	賣藥行商者	製造及輸移入 免許方數	製造及輸移入額
香川	五〇〇		二、八三九	七、七五四	四、〇三五	九四六、五七二
愛媛	四〇四		七、三五一	二、五五九	二、五〇六	五四七、一〇〇
高知	五二〇		二、五九五	七一〇	三、九二四	一八六、五三六
福岡	一、三三六	五	九、三一七	二、三〇八	六、五二二	一、六四六、六七三
佐賀	九八九		三、三八七	五、四八八	四、一八二	二、五七〇、三八九
長崎	七九八	二	三、四四七	三、三六九	三、四八〇	六一一、八二六
熊本	一、四四三		三、二〇五	二、六八九	五、九〇一	五九九、〇三七
大分	五二七		三、八五四	一、六一五	一、五四三	二九六、〇六七
宮崎	二九八		二、四〇〇	八四五	一、六五〇	三〇〇、〇〇〇
鹿児島	九二〇		五、三一	二、九八〇	四、二七五	一六七、〇八七
沖縄	二七	五	二、二二三	一、五七三	三、〇〇〇	四七、一八五
計	四二、〇六六	五九	二六七、八四〇	二一五、〇四七	三二五、六五〇	八九、五七〇

備考 衛生局年報に依り括弧内数字は輸移入の分を示す。

(五) 産 婆

(イ) 市町村別分布

昭和十年末現在に於て産婆数は五九、五六〇人にして人口一萬人に付八・六となつて居る。之れを市町村別に觀察すれば市には約半數の二五、九八一人在住し人口一萬人に對する割合一一・五に當り、町在

住一二、八三三人人口一萬人に付九・二に當り、村在住二〇、七四六人口一萬人に付六・三に當つてゐる。

昭和五年に於ける状態と比較表示すれば左の如くである。

年次	人			員			人口一萬人に付産婆數		
	市	町	村	計	市	町	村	平均	
昭和五年	一七、三三 <sub>人</sub>	一四、二三 <sub>人</sub>	一八、五七 <sub>人</sub>	五〇、三三 <sub>人</sub>	二、四 <sub>人</sub>	九・二 <sub>人</sub>	五・五 <sub>人</sub>	七・八 <sub>人</sub>	
昭和十年	二五、六 <sub>人</sub>	三、八三 <sub>人</sub>	二〇、四 <sub>人</sub>	五、五〇 <sub>人</sub>	二・五 <sub>人</sub>	九・三 <sub>人</sub>	六・三 <sub>人</sub>	八・六 <sub>人</sub>	

(ロ) 道府縣別分布及産婆の在住せざる町村

産婆の分布状況を人口一萬人に對する割合を以て道府縣別に觀察すれば最も多きは東京府一・七一にして大阪府一・六四、和歌山縣一・五八之れに次ぎ、最も少きは沖繩縣三・〇五にして、山梨縣四・二四、栃木縣四・九五之れに次ぐ。更に市町村に分けて觀れば多少其の趣を異にし市に於ては岩手縣二〇・九六最も多く、宮城縣一九・八八、徳島縣一五・九七之れに次ぎ、最も少きは富山縣五・五五にして、山口縣七・二三、栃木縣七・二八、石川縣七・四五之れに次ぐ。町に於て最も多きは歌和山縣一二・六一にして、滋賀縣一二・一五、青森縣一二・〇五之れに次ぎ最も少きは沖繩縣四・〇一にして山口縣及山梨縣五・四九之れに次ぎ、又村に於て最も多きは大阪府一・四九にして熊本縣一〇・九六、三重縣一〇・五二之れに

次ぎ、最も少きは沖繩縣一・九五にして山梨縣二・六九、栃木縣三・五三之れに次ぐ。

産婆の在住せざる町村數は昭和九年三月末現在に於て二、三五一にして町村數の約二割に當つてゐる。

道府縣及市町村別産婆數 (昭和十年末現在)

道府縣別	人				人口一萬人に付産婆數				町村數	缺如町村	割合
	市	町	村	計	市	町	村	平均			
北海道	三、三	三、三	四、三	一〇、九	三・五	四・三	七・〇	九・二	二、六	三	〇・五
青森縣	一、一	一、一	一、一	三、三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	二、〇	三	〇・五
岩手縣	一、一	一、一	一、一	三、三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	二、〇	三	〇・五
宮城縣	一、一	一、一	一、一	三、三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	二、〇	三	〇・五
秋田縣	一、一	一、一	一、一	三、三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	二、〇	三	〇・五
山梨縣	一、一	一、一	一、一	三、三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	二、〇	三	〇・五
福島縣	一、一	一、一	一、一	三、三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	二、〇	三	〇・五
茨城縣	一、一	一、一	一、一	三、三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	二、〇	三	〇・五
栃木縣	一、一	一、一	一、一	三、三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	二、〇	三	〇・五
群馬縣	一、一	一、一	一、一	三、三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	二、〇	三	〇・五
千代田縣	一、一	一、一	一、一	三、三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	二、〇	三	〇・五
東京都	一、一	一、一	一、一	三、三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	二、〇	三	〇・五
神奈川県	一、一	一、一	一、一	三、三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	二、〇	三	〇・五
北海	一、一	一、一	一、一	三、三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	二、〇	三	〇・五



第三部 醫療費に関する資料

## 第三 醫療費に關する資料

### 一、はしがき

疾病に罹り又は負傷したる時精神的、肉體的苦痛の外切實に感せられるのは醫療の爲の經濟的苦痛である。而して醫療費の問題は一時に多額の失費を特定の個人が自ら負擔しなければならぬ點に存するのである。後述の如く生計費の一割以上に達する世帯が年々相當の數に上る事は輕視する事の出来ない事實で、殊に病臥の結果収入の途を斷られた場合には一家の經濟的破綻をも來するのである。既述の如く統計は貧困となれる原因として醫療費の負擔過大が重大なる地位を占めてゐる事を如實に示してゐる。

斯くの如く重大なる意義を有する醫療費に關しては、眞に醫療費調査の目的を以つて實施せられたる調査なく、主として生計調査に附隨して調査せらるゝに止る。従つて各調査は夫々其の對象を異にし調査の内容時期方法等必しも一致し居らざる爲其の結果又區々たるを免れぬのであるが醫療費の概況を知るため主なる調査に付説明すれば次の如くである。

### 二、平均醫療費





村名	人口	醫藥費	賣藥費	計	人當藥費一	人當藥費一	計	備考
鳥根縣三谷村	七四八	一、七五七・七〇	七五二・二五	一、五〇五・四五	一・六五	一・〇八	二・七三	大正十年度
岡山縣吉岡村	一、〇三〇	一、四九二・〇〇	二四二・〇〇	一、七三四・〇〇	一・七	一・三	一・五九	同
鹿兒島縣佐志村	一、四四〇	一、二四〇・五五	一、七六六・四五	三、〇〇七・〇〇	五・二〇	一・八	六・〇三	同
福岡縣古谷村	一、〇八八	五、九六六・〇〇	六〇〇・〇〇	六、五六六・〇〇	三・三三	一・六	三・七〇	同
熊本縣小田村	一、三三九	三、八五三・五〇	四八七・七〇	四、三四一・二〇	二・九〇	一・三	三・三三	同
愛媛縣多田村	二、九七七	一〇、九三三・〇五	二、〇〇七・〇一	一二、九四〇・〇六	四・三七	一・四	五・四四	同
福井縣耳村	四、四三三	一六、七五七・〇五	六、四九六・六六	二三、二五三・七一	三・七七	一・五	五・〇〇	大正十二年度
東京府戸倉村	一、三三三	一、三三三・八五	八七三・九〇	二、二〇七・七五	一・九	一・五	一・五九	大正十三年度
福井縣磯部村	二、七〇〇	一、六五七・一〇	三、一〇七・五〇	四、七六四・六〇	四・〇二	一・七	五・〇八	大正十二年度
埼玉縣持田村	一、八三三	四、六六九・四〇	八七三・〇八	五、五四二・四八	二・九九	一・〇	三・〇四	大正十一年度
同 尾間木村	二、三三三	四、六五七・五三	九七三・二三	五、六三〇・七六	一・七六	一・〇	二・五	同
福井縣天津村	三、八八九	二、一三三・六〇	二、八四八・八〇	三、九八二・四〇	三・四九	一・九	四・四六	大正十年度
計(平均)	二、五八二	八、四六七・七三	三、〇三三・七	一〇、五〇一・四三	三・三三	一・八	四・四	
鹿兒島縣笠利村	七〇〇	一、〇七〇	三〇〇・〇〇	一、三七〇	二・五二	一・七	二・六	大正十一年度
大阪府安成村	一、一〇六	二、八八八・三六	九八九・五六	三、八七七・九二	二・七七	一・七	三・七四	大正十年度
高知縣弘岡上村	一、三三四	一、八四七・〇〇	四三三・〇〇	二、二八〇・〇〇	一・三三	一・三	一・六四	大正十年度
熊本縣流尾村	一、〇六八	三、八七一・〇八	七五二・〇〇	四、六二三・〇八	三・三三	一・六	四・三	大正十二年度
愛媛縣三善村	一、四四六	六、九三〇・五〇	一、三三六・五〇	八、二六七・〇〇	四・八九	一・八	五・六九	大正十一年度
茨城縣中村	二、四八六	四、九八八・九〇	一、〇七〇・五〇	六、〇五九・四〇	二・〇三	一・〇	二・四四	同
愛知縣金澤村	二、九六六	二、九六九・六〇	五〇七・三五	三、四七七・九五	三・九三	一・七	四・七二	同

村名	人口	醫藥費	賣藥費	計	人當藥費一	人當藥費一	計	備考
福島縣野尻村	一、七六七	四、〇三三・〇〇	二、四六三・二二	六、四九六・二二	二・六	一・五	三・六	同
石川縣中邑知村	一、三九九	一〇、七〇〇・三三	一、八六六・三三	一二、五六六・六六	八・三三	一・四	九・七三	大正十二年度
福島縣中野村	六五五	三、〇三三・三三	八五〇・九	三、八八四・三三	三・〇九	一・三	三・九二	同
愛媛縣清水村	二、一八三	二、一四九・〇六	六四四・〇〇	二、七九三・〇六	一・九	一・一	二・一	大正九年度
計(平均)	一、五二五	四、六六九・〇〇	一、〇九三・五	五、七六二・五	二・八八	一・三	三・六〇	
合計(平均)	四、〇六六	二八、五六六・三三	三、九七三・八三	三二、五四〇・一六	三・三三	一・六	三・九二	

本調査は醫師在住村一二ヶ町村、無醫村一ヶ村に付行はれたるものにして、醫師の在住せると否とに依り多少其の結果を異にし、在住町村に於ては一人當四・一四なるに對し醫師なき町村に於ては三・六〇を示し其の平均は三・九一である。而して賣藥費は醫師の有無に關せず醫療費總額の約二割に當つてゐる。

(b) 愛知縣經濟更生計畫に依る結果

市町村別	世帯數	人口	醫療費	醫療費		人口一人當
				一世帯當	人口一人當	
瀨戶市	四二五	二、〇五五	九六六・四	二・二〇	四・六四	
愛知郡鳴海町	二、二五七	一、二七五	二、五六五	一・二九	二・二六	
豊明村	一、二八四	七、七三〇	二、四八三	一九三	三・六	
東郷村	六五六	三、九四八	一、五五五	三・八六	三・九七	
日進村	一、五二一	八、三三六	二、五〇四	一・六四	三・〇四	
天白村	一、一五九	六、一六三	三、七二七	三・二二	六・〇三	

市町村別	世帯数	人口	醫療費	醫療費	
				一世帯當	人口一人當
長久手村	九七	四,九〇九	一八,四四〇	一九・三	三・〇〇
幡豆山村	六三	三,〇〇〇	三二,六〇〇	二〇・七	三・六
東春日井郡味岡村	八七	四,〇〇七	一四,五七七	一八・〇	三・七
守山	一,九三二	一〇,〇七	三二,七三三	一〇・九	二・七
旭野	九七	四,七九	三,九四	一四・七	二・四
水野	六八	三,五八	八,〇〇〇	一八・三	二・九
丹羽郡衣袋	一,五五	七,五〇	一六,五九〇	二一・九	二・〇
大口	一,〇一〇	七,九七	二六,〇〇	二一・九	二・〇
羽黒	四六	三,三三	六,七七一	一四・四	二・〇
池野	一七	八八	二,三〇〇	一四・七	二・五
犬山	二,六九	三,四三	一五,〇〇〇	五・七	一・三
古知野	二,三三	三,六四	三,二九	一三・八	二・七
海部郡立田	一,〇二	五,九二	二五,四三	二五・二	四・三
和田	五六	三,四九	六,四三	一〇・四	一・八
三和	九七	五,二九	二七,四〇	二九・九	五・二
碧海郡安城	二,三三	三,三三	八,一七	三〇・七	六・四
高濱	一,一七	五,七九	二四,二八	二九・〇	六・〇
矢作	一,四七	八,四七	四,二八	二九・七	四・九
依佐美	一,六〇	八,一四	四,九八	三〇・九	五・七
上郷	一,三〇	六,九七	三〇,二三	二四・六	四・六

市町村別	世帯数	人口	醫療費	醫療費	
				一世帯當	人口一人當
高岡	一,六四	八,九〇三	四八,九八	三〇・六	五・五
刈谷	九三	五,二五	三〇,一五	三二・七	八・八
幡豆郡平坂	三三	一,九六	一七,三三	二四・五	四・二
室田郡常盤	三三	二,〇二	八,五七	二四・五	三・九
額田郡常盤	五三	三,一三	一,三三	二〇・五	三・九
西加茂郡舉母	一,三三	六,八一九	二五,五二	二六・八	五・二
石野	五二	三,四八	二,四九	二六・八	六・一
北設楽郡段嶺	四〇	二,三六	二,四九	二六・八	六・一
木津	三三	一,九〇	一五,六八	二六・八	六・一
上津	三三	一,九〇	一〇,〇六	二六・八	六・一
下津	三三	二,三三	一三,〇三	二六・八	六・一
下津及武節	八九	四,四七	二二,三三	二六・八	六・一
南設楽郡作手	六〇	四,四七	二二,三三	二六・八	六・一
温美郡二川	一,三三	三,二五	四,〇〇	二六・八	六・一
赤羽	九七	五,〇〇	三三,〇五	三三・四	六・〇
福江	一,五〇	九,六八	五,四二	三三・四	六・〇
入名郡入名	九七	五,七四	一五,九七	三三・四	六・〇
計	四,六四	二四,四八	一〇〇,一四	三三・六	四・三

本調査は昭和八年愛知縣管内の四十三ヶ町村の農村經濟更生計畫書に基き社會局に於て作成せるものにして一世帯當二二・六八一人當四・二二である。

一世帯當醫療費を各町村別に觀察すれば、三十圓以上のもの十一ヶ町村、二十圓以上のもの十八ヶ町村二



十圓未満のもの十四ヶ町村にして、一人當醫療費に付ては五圓以上のもの十八ヶ町村、四圓以上のもの七ヶ町村、三圓以上のもの九ヶ町村、三圓未満のもの九ヶ町村である。

(c) 農家經濟調査の結果

種別	小作農		自小作農		自作農		平均	
	一戸當	一人當	一戸當	一人當	一戸當	一人當	一戸當	一人當
醫師ニ支拂ヒタル額	20.6	1.7	15.7	2.4	18.8	2.6	14.9	2.6
齒科醫師ニ支拂ヒタル額	7.7	3.3	1.6	3.3	1.7	6.6	1.0	3.3
賣藥購入ニ要シタル額	4.3	5.5	4.0	7.4	4.3	5.6	4.6	6.6
滋養品購入ニ要シタル額	6.6	4.4	1.4	6.0	1.8	5.9	1.3	3.3
醫療用器具材料購入費	3.3	0.5	0.6	0.6	0.6	0.9	0.4	0.6
看護婦及附添人ニ要シタル額	0.3	!	0.6	0.3	0.6	0.7	0.4	0.3
按摩針灸マッサージ等ニ要シタル額	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保養ヲ目的トスル湯治費	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
其他	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	8.3	2.0	24.0	3.0	30.3	4.7	24.5	3.6
支計	93.3	14.9	94.3	15.0	91.6	17.3	93.0	15.0
内家計	77.0	14.6	84.6	9.3	69.0	6.0	55.0	7.6
保健衛生費	33.9	3.7	29.8	4.7	36.4	5.4	29.7	4.4

本調査は農林省に於て繼續調査中の農家經濟調査の結果中 自昭和六年 至昭和九年 四ヶ年間の實績に基き小作農、自小作

農自作農の別に依り社會局に於て作成せるものにして、自作農一世帶當30.23(一人當4.77)最も多く、自小作農一世帶當24.57(一人當3.93)小作農一世帶當18.33(一人當2.90)にして平均一世帶當24.36(一人當3.86)となつてゐる。

右の内賣藥費は大體に於て一世帶平均四圓程度を支出してゐる。之れを自作農、自小作農、小作農の別に其の各の醫療費總額に對する割合を見れば小作農二二%最も多く、自作農一九%、自小作農一四%の順である。

次に家計費に對する割合を見るに自作農及自小作農は共に四・四、小作農は三・九にして平均四・四である。更に昭和八年度分に付調査戸數を醫療費の家計費に對する割合の別に分類すれば「二%以上三%未満」に當るもの最も多きを占めてゐる。

猶前記の割合一割以上に當るものを抽出し觀察すれば、小作農に於ては二七%のもの一戸を最大とし「一五%以上二〇%未満」のもの二戸、「一〇%以上一五%未満」のもの四戸、合計七戸にありて調査數の七%に當り、自小作農に於ては五八%のものを最高とし「一〇%以上一五%未満」三戸、「一五%以上二〇%未満」のもの二戸、「二〇%以上」のもの三戸(五八%、三八%、二三%のもの各一戸)合計八戸ありて調査戸數の八%に當り、自作農に於ては三三%のものを最高とし「一〇%以上一五%未満」のもの一〇戸、「一五%以上

二〇%未満のもの一戸、「二〇%以上」のもの三戸(内三三%一戸、二二%二戸である)合計一四戸ありて調査戸数の一四%に當つてゐる。

医療費の家計費に對する割合別の戸數

医療費ノ生計費ニ對スル割合	医療費の家計費に對する割合別の戸數				合計
	小作農	自小作農	自作農	合計	
一〇%未満	一〇	一〇	一〇	三〇	
一〇%以上	二	三	一	六	
計	一二	一三	一一	三六	
	一〇	一〇	一〇	三〇	
	二	三	一	六	
計	一二	一三	一一	三六	

猶醫療費額別に觀察すれば左の如くである。

医療費額別戸數

医療費額別	自作農		自小作農		自作農		自小作農	
	戸數	合計	戸數	合計	戸數	合計	戸數	合計
一〇%未満	一	三〇・九	一	五〇・六	一	三〇・九	一	三〇・九
一〇%以上	一	一八・六	一	四六・八	一	四六・八	一	四六・八
計	二	四九・五	二	九七・四	二	七七・七	二	七七・七

備考 一、昭和八年度農林省農家經濟調査に依る。

二、本表の醫療費中には醫師、歯科醫師に支拂へる額、賣藥、滋養品、醫療器具等の購入費、看護婦、附添人の費用、按摩、針灸、マッサージ、保養を目的とす湯治に要したる費用を含む。

(二) 都會地居住者の醫療費

(イ) 俸給生活者の醫療費

俸給生活者の醫療費調査は(一)昭和六年より毎年内閣統計局に於て繼續調査中の家計調査の結果、(二)大正十年六月より一ケ年間の事實に付協調會の調査せる結果、(三)警察共濟組合(家族を含ます)の實績等を擧ぐる事を得。其の結果に依れば、(一)の調査に於て昭和六年以降四ケ年間平均一人當一・〇五、一世帶當四一・八九、(二)の調査に於ては一人當九・七七、一世帶當四一・五二、(三)の調査に於ては一人當一〇・一三にして俸給生活者の醫療費は一世帶大約四十圓程度のもものと推定せられる。

(a) 家計調査(内閣統計局)の結果

月	收別	世帯數	世帯人員	當一世帯人員	家計費		醫療費		醫療費ノ家計費ニ對スル割合
					一世帶當	一人當	一世帶當	一人當	
六	〇圓未滿	二番	二三人	三・五八	六四・一〇	一七・九	二五・三	四・三	二・四%
七	〇圓未滿	一八三	六五五人	三・四三	七六・五	二五・〇七	三・七	九・四	四・三%
八	〇圓未滿	三三	一、二四	三・七二	八五・三	三三・四九	三・〇二	八・九〇	四・〇%
九	〇圓未滿	四四	一、五〇	三・七〇	九五・四	二四・七二	三・三	九・七	三・九%
一〇	〇圓未滿	五九	一、九〇	四・〇二	一〇三・六	二五・一四	三・六	九・八	三・九%
一〇	〇圓未滿	八六	三、三〇	三・八五	一二四・三	三五・三	三・五	一三・六	四・三%
計	〇圓以上	二、三三	八、四三	三・九	一、〇四・四	三七・番	四・九	一一・五	四・一%

本調査は自昭和六年九月至昭和十年八月四ケ年間の實績にして、其の調査人員は官吏七九〇世帯三、〇五九人、銀行會社員一、一四五世帯四、三三七人、教職員二八七世帯一、〇二九人、計二、二二二世帯八、四二五

人にして、一世帶當四一・八九一人當一・〇五となつてゐる。

右に依れば收入階級の進むに従ひ一世帶當醫療費は増加してゐる。即ち月收「六〇圓未滿」のものは一五・一三、「七〇圓未滿」のものは三一・七三、「九〇圓未滿」のものは三六・一二、「一〇〇圓を超ゆるもの」は五二・五一となつてゐる。次に生計費に對する割合を見れば収入額別により區々たるも月收「六〇圓未滿」のもの約二%なるの外他は總べて約四%にして農家と大體同一である。

之を官吏、教職員、銀行會社員の別に觀察すれば、教職員一世帶當四五・二四(一人當一二・六〇)最も高く、銀行會社員四二・四六(一人當一一・二〇)官吏三九・八三(一人當一〇・二九)の順である。次に一世帶當醫療費を收入別に見れば、官吏は「六十圓未滿」のもの二二・一一を最低とし、収入額の増すに従つて醫療費も増加し「一〇〇圓以上」のもの四七・九六を最高とし、教職員は「八十圓未滿」のもの二六・八二、「一〇〇圓以上」のもの七〇・九八を除き他は三六圓程度、(六〇圓未滿のものは調査數少き故除く)又銀行會社員は「八〇圓未滿」のもの三七・一一なるを除き「六〇圓未滿」のもの二二・九七を最低とし、収入額の増加に従ひ醫療費は増加し「一〇〇圓以上」のもの五一・六〇を最高としてゐる。

又、醫療費の家計費に對する割合を見れば、官吏四%、教職員四・五%、銀行會社員四・二%である。

月	收別	世帯数	世帯人員	一人世帯員	家計		医療		医療費ノ家計費ニ對スル割合
					計	一人當	一世帯當	一人當	
六月	未滿	九	三七人	四人	六三・七	一五・五	三・二	五・元	三・六%
七月	未滿	五	三三	三・四	七五・〇	二四・九	三・四	九・元	四・三%
八月	未滿	一五	六三	三・八	八五・三	二六・九	三・四	八・元	三・八%
九月	未滿	一六	六七	三・七	九四・六	二九・三	三・四	一〇・元	四・二%
十月	未滿	二四	九一	三・八	一〇七・〇	二八・八	四・五	一〇・元	四・一%
十一月	未滿	二四	九一	三・八	一二七・三	二九・八	四・五	一一・元	三・九%
十二月	未滿	七〇	三〇九	三・八	九五・六	二七・七	三・八	一〇・元	四・〇%
計									

教職員

月	收別	世帯数	世帯人員	一人世帯員	家計		医療		医療費ノ家計費ニ對スル割合
					計	一人當	一世帯當	一人當	
六月	未滿	二	七人	三人	六九・六	一九・七	八・六	二・五	一・三%
七月	未滿	七	一〇	二・八	七四・九	二八・〇	三・六	二・六	四・九%
八月	未滿	一〇	一四	三・三	八九・三	二五・五	三・六	八・三	三・三%
九月	未滿	一六	二六	三・三	八六・三	二七・七	三・三	一〇・七	四・〇%
十月	未滿	一六	二六	三・三	一〇五・八	二七・四	三・三	九・四	三・五%
十一月	未滿	一六	二六	三・三	一二三・〇	三〇・七	三・三	一八・四	五・八%
十二月	未滿	二七	一〇九	三・五	一〇一・七	二九・三	三・三	二六・〇	四・五%
計									

銀行員

月	收別	世帯数	世帯人員	一人世帯員	家計		医療		医療費ノ家計費ニ對スル割合
					計	一人當	一世帯當	一人當	
六月	未滿	三	六人	三人	六四・四	二一・三	三・九	三・八	二・〇%
七月	未滿	六	一〇	三・三	七三・八	二〇・八	三・九	八・六	四・二%
八月	未滿	一〇	一四	三・三	八五・六	二九・六	三・二	九・九	四・六%
九月	未滿	一七	二四	三・八	九三・九	三三・八	三・二	八・八	三・七%
十月	未滿	二〇	二八	四・〇	九三・〇	三三・〇	三・二	九・五	三・七%
十一月	未滿	二五	三三	三・五	一〇九・五	三三・四	三・五	一三・七	四・三%
十二月	未滿	一〇	一四	三・七	一〇〇・六	二七・九	四・四	一一・〇	四・三%
計									

(b) 俸給生活者生計調査(協調會)の結果

月	收別	世帯数	世帯人員	一人世帯員	家計		医療		医療費ノ家計費ニ對スル割合
					計	一人當	一世帯當	一人當	
五月	未滿	一	二人	一人	五四・六	一八・〇	七・四	三・四%	
六月	未滿	六	一〇	三・三	八七・九	三三・四	五・八	二・六%	
七月	未滿	一〇	一四	三・三	一三〇・七	三九・五	八・四	三・〇%	
八月	未滿	一〇	一四	三・三	一六〇・三	三三・八	一・五	三・五%	
九月	未滿	一〇	一四	三・三	二〇一・六	四九・八	一三・〇	三・〇%	
十月	未滿	一〇	一四	三・三	二〇一・六	四九・八	一三・〇	三・〇%	
十一月	未滿	一〇	一四	三・三	二〇一・六	四九・八	一三・〇	三・〇%	
十二月	未滿	一〇	一四	三・三	二〇一・六	四九・八	一三・〇	三・〇%	
計									

月 收 別	世帯数	世帯人員	一世帯當	家 計		醫 療 費		計 割 合
				一世帯當	一人當	一世帯當	一人當	
三〇〇圓未満	一九人	九八人	五・四	二、三〇・四	四・八	四・八	七・九	一九%
計	三〇	一、三三七・七	四・五	一、二〇九・〇五	三・三	四・三	九・七	二・九

本調査は自大正十年六月一ヶ月間の事實に付俸給生活者三六〇世帯一、五二七人に付調査せるものにして、一世帯當四一・五二、一人當九・七七となつてゐる。一世帯當醫療費は「月收二五〇圓未満」のもの五九・一六を最高とし「二〇〇圓未満」のもの之れに次ぎ、以下月收の減少するに従ひ醫療費は減少し最低一八・〇〇となつてゐる。醫療費の家計費に對する割合は約三%に當り各收入階級別に見れば「二〇〇圓未満」のもの最も高く其の割合三・五にして「五〇圓未満」のもの三・四之れに次ぎ他は二%程度である。

更に一ヶ月の醫療費の額により世帯數を分てば、「二十圓以上」のもの六戸、「一五圓以上」のもの七戸、「一〇圓以上」のもの六戸、合計「一〇圓以上」のもの一九戸ありて調査戸數の五%に當り以下額の減するに従ひ世帯數は増加してゐる。

収入額及醫療費額別戸數 (俸給生活者)

醫療費別(月)	月 收 別		計
	五〇圓未満	一〇〇圓未満	
一圓未満	一	三	四
一圓以上	二	三	五
二圓以上	三	四	七
三圓以上	四	五	九
四圓以上	五	六	一一
五圓以上	六	七	一三
七圓以上	七	八	一五
一〇圓以上	八	九	一七
一五圓以上	九	一〇	一九
二〇圓以上	一〇	一一	二一
計	五〇	六〇	一一〇

計	一圓以上		二圓以上		三圓以上		四圓以上		五圓以上		七圓以上		一〇圓以上		一五圓以上		二〇圓以上	
	金	戸	金	戸	金	戸	金	戸	金	戸	金	戸	金	戸	金	戸	金	戸
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

次に各世帯毎に醫療費の家計費に對する割合を観察すれば左表の如く「二十%以上」のもの四戸、「十五





(ロ) 労働者の医療費

労働者の医療費調査は(一)昭和六年九月より毎年内閣統計局に於て繼續調査中の家計調査の結果、(二)社会局保険部に於て三府五縣に付調査せる職工生計調査、(三)協同會に於て自大正十年六月一年五月一ヶ年間の事實に付調査せる職工生計調査を擧ぐる事を得。

其の結果に依れば(一)の調査に於ては一世帯當三六・四〇(一人當八・九一)、(二)の調査に於ては一世帯當三七・五九(一人當七・八一)、(三)の調査に於ては一世帯當三〇・二四(一人當七・四三)にして労働者の一世帯當醫療費は三六、七圓程度と推定せられる。

猶健康保険に於ては家族の診療を行はざるも政府の管掌する保険に於ては労働者一人當り八・三八四六、組合の管掌する保険に於ては一〇・一九程度を以つて夫々労働者の醫療費としてゐる。

(a) 家計調査(内閣統計局)の結果

月 收 別	世 帯 数	世 帯 人 員	一 世 帯 當 人 員	家 計 費		醫 療 費		醫 療 費 ノ 家 計 費 對 スル 割 合
				一 人 當	一 世 帯 當	一 人 當	一 世 帯 當	
五〇圓未満	三	一五〇人	三・五	五五・〇六	一五・三三	二五・八一	七・三三	四・七%
六〇圓未満	三六	一,〇四〇	三・七	三〇四・二六	一六・五三	三三・三三	六・三三	三・七%
七〇圓未満	七三	二,八八	三・九	七二・三九	一八・三四	三七・三三	六・九	三・八%
八〇圓未満	七六	三,一〇八	三・九	七七・五三	一九・七四	三〇・八四	七・三	三・九%
計	一八三	一七,七〇〇	四・〇	八六・七	三九・八	三六・四	八・九	四・〇%

月 收 別	世 帯 数	世 帯 人 員	一 世 帯 當 人 員	家 計 費		醫 療 費		醫 療 費 ノ 家 計 費 對 スル 割 合
				一 人 當	一 世 帯 當	一 人 當	一 世 帯 當	
九〇圓未満	七	三〇〇	四・四	九〇・五	三二・四	三七・四	八・九	四・一%
一〇〇圓未満	六	二,七二	四・八	九七・三	三三・五	四・〇	九・八	四・三%
一〇〇圓以上	九	四,〇〇	四・三	一,一四・〇	三九・七	四七・〇	一一・〇	四・三%
計	二二	一七,七〇〇	四・〇	八六・七	三九・八	三六・四	八・九	四・〇%

本調査は昭和六年九月より四ヶ年間に於て四、二二五世帯一七、二七〇人に付調査せるものにして、一世帯當三六・四〇(一人當八・九一)である。之を収入額別に見れば収入額の増加と共に醫療費も増嵩し「五〇圓未満」二五・八一「七〇圓未満」二七・二三「九〇圓未満」三七・二四「一〇〇圓以上」四七・七〇となつてゐる。此等醫療費の生計費に對する割合を見るに、平均四%にして「五〇圓未満」のもの四・七を最高とし、「一〇〇圓以上」のもの四・二に次ぎ以下収入の減するに従ひ其の割合は減少してゐる。

(b) 職工生計調査(社会局)の結果

月 收 別	世 帯 数	世 帯 人 員	一 世 帯 當 人 員	家 計 費		醫 療 費		醫 療 費 ノ 家 計 費 對 スル 割 合
				一 人 當	一 世 帯 當	一 人 當	一 世 帯 當	
三〇圓以上四〇圓未満	五	二〇〇人	三・七	六五・〇	一五・五	二六・二	九・七	六・一%
四〇圓未満	一五	六七	三・五	七六・五	一五・七	二六・八	六・四	四・一%
五〇圓未満	二五	一,〇〇	三・四	七六・五	一五・七	三三・四	七・四	四・六%
六〇圓未満	四〇	一,〇〇	三・〇	七二・〇	一五・七	三〇・八	六・七	三・九%
七〇圓未満	四〇	一,〇〇	三・〇	七二・〇	一五・七	三〇・八	六・七	三・九%
八〇圓未満	四〇	一,〇〇	三・〇	七二・〇	一五・七	三〇・八	六・七	三・九%
計	一六〇	一,〇〇	三・〇	七二・〇	一五・七	三〇・八	六・七	三・九%

月 收 別	世 帯 数	世 帯 人 員	家 計		醫 療		醫 療 費 の 家 計 費 に 對 する 割 合
			一 世 帯 當 一 人 當	一 人 當	一 世 帯 當	一 人 當	
九 〇 〇 圓 未 滿	三〇	一、八五三	九四・八六	一七・七二	五元・三三	八・〇四	四・三%
一 〇 〇 圓 未 滿	三三	一、六九三	六二・一八	一五・四三	四四・四〇	八・七六	四・五%
一 〇 〇 圓 未 滿	一八	九二	一〇六・三三	二〇六・三七	四一・三四	八・四〇	四・一%
一 〇 〇 圓 未 滿	三三	二、三三	一、一七・三三	二二〇・九三	三〇・六六	五・六四	二・七%
一 〇 〇 圓 未 滿	二二	七五	一、一七・三三	二二〇・九三	三〇・六六	五・六四	四・〇%
一 〇 〇 圓 未 滿	二二	七五	一、一七・三三	二二〇・九三	三〇・六六	五・六四	四・〇%
一 〇 〇 圓 未 滿	二二	七五	一、一七・三三	二二〇・九三	三〇・六六	五・六四	四・〇%
一 〇 〇 圓 未 滿	二二	七五	一、一七・三三	二二〇・九三	三〇・六六	五・六四	四・〇%
一 〇 〇 圓 未 滿	二二	七五	一、一七・三三	二二〇・九三	三〇・六六	五・六四	四・〇%
計	二、七〇	三、三四	八五五・四五	一八六・二二	七〇・五九	七・八一	四・二%

本表は東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、長崎、愛知、福岡の三府五縣に付大正十二年二月及三月中の事實に付調査せるものである。  
 (社會局保險部、職工生計狀態調査)

本調査は東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、長崎、愛知、福岡の三府五縣管内の二、七九〇世帯一三、四二四人を選定し大正十二年二月及三月中の事實を社會局保險部に於て収入額別に調査したるものにして、一世帯三七・五九(一人當七・八一)に當り生計費に對する割合は四・二となつてゐる。これを収入額別に見れば「四〇圓未滿」のもの最も多く六・一に當り、比較的割合の少なきは「二二〇圓未滿」のもの二・七及「一五〇圓未滿」のもの三・二にして、他は大體に於て四%乃至五%である。

(c) 職工生計調査(協調會)の結果

月 收 別	世 帯 数	世 帯 人 員	一 世 帯 當 一 人 當	家 計		醫 療		醫 療 費 の 家 計 費 に 對 する 割 合
				一 世 帯 當	一 人 當	一 世 帯 當	一 人 當	
五 〇 〇 圓 未 滿	七	三三	三・五	五四・三三	一四〇・五	八・〇四	二・三四	一・六%
一 〇 〇 圓 未 滿	三三	一、六九三	四・三	六九・四四	一六〇・五	二・三六	五・〇六	二・六%
一 〇 〇 圓 未 滿	一〇	四〇	四・三	一、一七・三三	二二〇・九三	三〇・六六	五・六四	二・七%
一 〇 〇 圓 未 滿	三三	一、六九三	四・三	六九・四四	一六〇・五	二・三六	五・〇六	二・六%
二 〇 〇 圓 未 滿	三三	一、六九三	四・三	六九・四四	一六〇・五	二・三六	五・〇六	二・六%
二 〇 〇 圓 未 滿	三三	一、六九三	四・三	六九・四四	一六〇・五	二・三六	五・〇六	二・六%
二 〇 〇 圓 未 滿	三三	一、六九三	四・三	六九・四四	一六〇・五	二・三六	五・〇六	二・六%
二 〇 〇 圓 未 滿	三三	一、六九三	四・三	六九・四四	一六〇・五	二・三六	五・〇六	二・六%
三 〇 〇 圓 未 滿	三三	一、六九三	四・三	六九・四四	一六〇・五	二・三六	五・〇六	二・六%
計	二、七〇	三、三四	四・〇七	一、〇七・三三	二六四・五	三〇・五九	七・八一	二・八%

本調査は自大正十一年五月一ヶ年間に於て職工二九一世帯一、二三九人に付調査せるものにして一世帯當三〇・二四(一人當七・四三)にして家計費に對し二・八に當り之を収入額別に見れば大體に於ては収入額の増すに従ひ醫療費及醫療費の家計費に對する割合は増加してゐる。  
 更に一ヶ月の醫療費の額により世帯數を分てば、「十五圓以上二十圓未滿」のもの六戸、「十圓以上十五圓未滿」のもの八戸合計「一〇圓以上」のもの一四戸ありて調査戸數の五%に當り以下額の減少するに従ひ世帯數は増加してゐる。

収入額及醫療費額別戸數 (職工)

医療費別(月)	月 收 別		計
	金額	戸数	
一圓未満	1.6	1	1.6
一圓以上	2.6	1	2.6
二圓以上	3.8	1	3.8
三圓以上	4.9	1	4.9
四圓以上	6.4	1	6.4
五圓以上	8.0	1	8.0
七圓以上	11.0	1	11.0
一〇圓以上	15.0	1	15.0
一五圓以上	20.0	1	20.0
二〇圓以上	25.0	1	25.0
計	107.7	10	107.7

計	金額	戸数
計	73.6	25

次に各世帯毎に医療費の家計費に対する割合を観察すれば、左表の如く「二二%」のもの一戸、「一五%」以上「二〇%未満」のもの三戸、「一〇%以上一五%未満」のもの五戸合計「一〇%以上」のもの九戸ありて調査戸数の三%に當り、以下割合の減少するに従ひ世帯数を増加してゐる。

医療費の家計費に対する割合別による戸数

医療費ノ生計ニ對スル割合	月 收 別	金額	戸数
一〇%以上	五〇圓未満	7.0	5
一〇%以上	一〇〇圓未満	13.2	5
一〇%以上	一五〇圓未満	10.9	4
一〇%以上	二〇〇圓未満	3.3	4
一〇%以上	二五〇圓未満	7.0	1
一〇%以上	三〇〇圓未満	4.0	2
一〇%以上	三〇〇圓以上	1.0	1
計	計	29.2	21

(d) 健康保険の実績

健康保険の醫療費は政府の管掌する保険に於ては年度により異なるも、昭和十年度以降歯科診療以外の診療に付被保険者一人當年七、五四四六の割を以て日本醫師會と、又歯科診療に付ては一人當年・八四の割を以て日本歯科醫師會と契約して居る、従つて其の醫療費總額は一人當年八・三八四六となり、又健康保険組合に於ては政府の管掌するものと異り、其の醫療契約は人頭式のものあり、定額式のものあり、或は時價式のものありて其の醫療費は組合により皆異り昭和九年度に於て全組合平均一〇・一九となつてゐる。毎年度に於て支拂ひたる額を基礎として各年度の一人當醫療費を示せば左の如くである。

年 度	政 府		年 度	政 府	
	組	合		組	合
昭 和 二 年 度	八・五六九	一・三〇〇	昭 和 六 年 度	八・四九七	一〇・七六八
昭 和 三 年 度	八・六五二	一〇・八〇八	昭 和 七 年 度	八・三八五	九・九五六
昭 和 四 年 度	八・四九〇	一〇・八〇一	昭 和 八 年 度	八・二五四	一〇・一八〇
昭 和 五 年 度	八・三二九	一一・六一七	昭 和 九 年 度	八・二二五	一〇・一八六

(三) 醫師の所得より見たる醫療費

以上は各個人の支出を基礎として醫療費を求めたるものなれど、逆に醫師の所得より之を見れば、昭和三年度に於ける名古屋稅務監督局管内の開業醫師の収入は二八、五三九、〇七四圓（醫師一人當約四、六〇〇

圓）又官公立法人病院の収入は三、九六八、二三三圓、合計三二、五〇七、三〇七圓にして之れを當時の人口に割當れば人口一人當三・二六となり、又京都市在住醫師に付き、昭和四年以降五ヶ年間の調査せる結果に依れば、醫師一人當り所得は約四、三〇〇圓（入院を除く）にして人口一人當三・五〇となつてゐる。

名古屋稅務監督局管内

縣 別	醫 師 數	醫 療 報 酬 收 入 額		醫 師 一 人 當 額	人 口 一 人 當
		開 業 醫 師	官 公 立 法 人 病 院		
新 潟 縣	一、〇一八	五、〇〇九、三三七	一、〇八六、四〇七	六、二八三	三・四〇
長 野 縣	一、〇〇一	四、〇〇四、五九六	九〇、四四五	四、九〇六	二・九六
岐 阜 縣	六、六六	二、七三三、〇三二	二、八五三、六九	四、一八〇	二・〇〇
愛 知 縣	一、〇〇九	四、九二二、二九八	一、六七、九四四	四、九六六	三・〇〇
三 重 縣	一、六四〇	七、九七九、二六九	一、〇八三、一三三	五、五三七	三・七六
計	六、一四〇	二八、五三九、〇七四	三、九六八、二三三	五、二九四	三・二六

備考 昭和三年度名古屋稅務監督局管内の所得稅關係に付調査せるものである。

京 都 市



年次	會員數	總收入額	會員一人當收入額	人口一人當
昭和四年度	六二四	二、九八〇、〇〇〇 <small>円</small>	四、八〇〇 <small>円</small>	三・九五
昭和五年度	六五三	三、〇二四、〇〇〇	四、六〇〇	三・九五
昭和六年度	七七一	三、五八〇、〇〇〇	四、〇〇〇	三・六六
昭和七年度	八二七	三、〇五六、〇〇〇	三、七〇〇	三・〇五
昭和八年度	八三九	三、一八一、〇〇〇	三、八〇〇	三・一〇
平均	七四三	三、一六四、〇〇〇	四、三〇〇	三・五〇

備考 一、京都市在住會員(京都府立醫科大學附屬醫院勤務者を除く)に付調査せるものである。  
 二、總收入額は醫業に關する所得申告額の倍額とせるものである。  
 三、醫業に關する所得申告額千二百圓以下の會員は平均年收九百圓と推定計算せるものである。

### 三、醫療費の内譯

#### (一) 病類別

昭和十年度に政府の支出したる健康保險の療養の給付費の總額は一五、四五四、七二九圓(事務費を除く)にして、之れを病類別にすれば次の通りである。

#### 病類別に依る醫療費内譯

種別	費用		計額	同上ノ千分率	
	男	女		男	女
新陳代謝及全身病	五、〇〇〇	三、〇〇〇	八、〇〇〇	三三	二八
傳染病及流行病	二、九〇〇	一、八〇〇	四、七〇〇	一八	一五
循環器及血液血管病	一、八〇〇	一、四〇〇	三、二〇〇	一二	一〇
呼吸器病	一、八〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一二	一〇
消化器病	一、八〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一二	一〇
泌尿器病	一、八〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一二	一〇
神經系病	一、八〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一二	一〇
腺疾	一、八〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一二	一〇
骨及骨膜關節病	一、八〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一二	一〇
皮膚筋肉病	一、八〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一二	一〇
耳鼻咽喉病	一、八〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一二	一〇
眼疾	一、八〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一二	一〇
外傷	一、八〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一二	一〇
畸形	一、八〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一二	一〇
妊及分娩	一、八〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一二	一〇
其他	一、八〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一二	一〇
小計	一、八〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一二	一〇
其ノ他	一、八〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一二	一〇
小計	一、八〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一二	一〇
齒ニ關スル疾病計	一、八〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一二	一〇
合計	一、八〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一二	一〇

備考 本表は「昭和六年度健康保険被保険者病類別統計表」に依り推算せるものである。

以上に見る如く傷病の大分類に依れば呼吸器病に要する費用額最高を占め、三、〇〇四、〇〇〇圓にして全費用の一九・四%を占めて居る。消化器病に要する費用額之れに次ぎ二、八〇九、〇〇〇圓にして全費用の一八・二%を占め、眼疾病に要する費用額一、七二七、〇〇〇圓(全費用の一・一%)歯に關する疾患一、五一八、〇〇〇圓(全費用の九・八%)等の順序である。

更に以上の醫療費の内多額を要する特殊の疾病を抽出し列擧すれば大體左記の疾患である。

種別	醫療費	對醫療費總額割合=	種別	醫療費	對醫療費總額割合=
脚氣	七二三 <small>千円</small>	四・六八%	胃腸カタル	一、七三七 <small>千円</small>	一・二二%
感冒	八九八	五・八一	トラホーム	六〇七	三・九三
氣管支炎	七四三	四・八一	結核	六七一	四・三四
肺結核及肺炎カタル	四四二	二・八六	花柳病	四六	〇・三〇
肋膜炎	三九五	二・五六	齒科疾患	一、五一八	九・八二

以上は健康保険の實績であるが、右の内「男の部」の病類別診療費の千分比を警察共済組合に於ける實績と比較すれば左の如くである。

健康保険		警察共済組合	
新陳代謝及全身病	六・〇%	全染病及流行病	五・四%
傳染病及血液血管病	一・二%	血行器ノ疾患	一・二・九
呼吸器及血液血管病	一・九・六	呼吸器ノ疾患	八・五
消化器器病	二・〇・〇	消化器ノ疾患	一九・四
泌尿器器病	七・七	泌尿生殖器ノ疾患	二〇・九
神經系器病	四・五	神經系及感聲器ノ疾患	七・四
耳鼻咽喉病	五・三		一五・一
眼疾	一一・〇		
皮膚筋肉病	七・四		
皮膚及皮下組織ノ疾患	一・八		
骨及運動器ノ疾患	一一・〇		
外科因死(公傷ヲ含マズ)	四・〇		
其他	一〇〇・〇		
計	一〇〇・〇	計	一〇〇・〇

(二) 診療方法別

以上は病類別に依る醫療費の内譯であるが、更に醫療費を診療の内容に依つて區分する時は左表の如くであつて、一般診療に在つては費用の最も多額なるは藥治料であつて、全體の約四六・七%である。之れに次ぐは處置料の二三・四%、診察料一三%等である。又齒科診療に在つては費用最も多きは一般診療と同様藥治